

「負の遺産」活用への一歩
 ～土壌汚染対策法施行から1年～

きょうの8面から4回

2月15日で土壌汚染対策法の施行から1年を迎えます。土壌汚染の状況把握と、汚染による健康被害の防止に関する措置を定めた法の施行は、調査と対策を巡る環境にどんな変化を与えたのでしょうか。土壌汚染対策は新しいビジネス分野を創出できるフィールドなのでしょうか。

建通新聞社では、㈱アースアブレイザル取締役の西田道夫氏の寄稿「『負の遺産』活用への一歩」を、きょう10日付（8面）から4回にわたって連載します。

地区情報に基づいた「不動産の土壌汚染可能性情報の提供」といった、全く新しいビジネスモデルを展開し、業界内外から高い視線が注がれているアースアブレイザル。同社が誇る技術者の一人でもある西田氏に、現行法の課題と土壌汚染ビジネスの方向性、また、その可能性を考えてもらいました。

アースアブレイザル取締役 西田道夫氏の寄稿を連載



【西田氏略歴】昭和43年早稲田大学理工学部資源工学科卒、明治コンサルタント入社。54年12月に国際航業、平成12年2月にはジオテックに転職。12年5月協同組合地盤環境技術研究センター理事に就任。14年2月アースアブレイザル取締役に就任し、現在に至る。日本地盤環境浄化水深協議会（JASERA）元代表幹事。昭和18年4月生まれの幼歳。